

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	中央市

中央市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中央市産業課
所在地 山梨県中央市臼井阿原301-1
電話番号 055-274-8561
FAX番号 055-274-1130
メールアドレス sangyo@city.chuo.yamanashi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ・アライグマ・ハクビシン・カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	中央市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (R3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	野菜・果樹	245 千円	45a
ニホンジカ	果樹	100 千円	20a
ツキノワグマ	果樹	35 千円	0.5a
カラス	野菜・水稲	100 千円	30a
アライグマ	野菜	—	—
ハクビシン	野菜	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ 豊富地区において、年間を通じて農作物の被害が発生している。被害は、地域の特産品であるスイートコーンを荒らしたり、果樹の根元やサツマイモの掘り起こし等が発生している。 近年は住宅地での目撃情報が増加しており、人的被害の発生が懸念されている。</p> <p>○ニホンジカ・ツキノワグマ 豊富地区において、桃・スモモの収穫時期を中心に果樹の枝を折るなど農作物の被害が発生している。 また、釜無川及び笛吹川河川敷におけるニホンジカが目撃情報があり、市街地への侵入や自動車との接触事故等による生活被害・人的被害が懸念されている。</p> <p>○カラス 市内全域で、年間を通じ農作物被害や生活被害が発生している。</p> <p>○アライグマ・ハクビシン 市内全域で、年間を通じスイートコーンや落花生等の農作物被害や住居侵入による生活被害が発生している。</p>
--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（R3年度）		目標値（R7年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
イノシシ	245	45	220	40
ニホンジカ	100	20	90	18
ツキノワグマ	35	0.5	30	0.4
カラス	100	30	90	27
アライグマ ハクビシン	目撃情報		発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える。	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 峡中地区猟友会豊富分会による管理捕獲及び有害捕獲事業を実施 ○ 箱わな（大・小）、くくりわなの購入及び貸出・設置 ○ 新規狩猟免許取得者への取得経費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 捕獲従事者の高齢化、新規狩猟者の確保 ○ 捕獲個体の処理負担 ○ ねぐらとなる樹木等の伐採管理
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊富関原地区に防護柵の設置及び地元自治会による防護柵の定期的な点検 ○ 中央市鳥獣被害対策実施隊によるカラスの追払い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接地である豊富大鳥居地区への防護柵の延伸・設置 ○ 防護柵を設置できない水路等への対策 ○ 各農家の電気柵導入推進・補助
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員会と連携した適正な農地管理の指導 ○ 鳥獣被害対策に関する研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者の後継者不足や高齢化による耕作放棄地の増加

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

本市における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の被害防除、田畑に繰り返し出没する個体の捕獲、刈払いや餌場の除去等の里山環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要がある。そのために、中央市有害鳥獣駆除対策協議会により、行政、JA、自治会、猟友会が連携を密に取り、一体となって被害防止対策に取り組む。

○防護柵・電気柵について

防護柵については、緩衝帯を設けるとともに、地元自治会による定期的な点検を行い、機能保全を図る。防護柵未設置地区については導入の検討を行う。電気柵については、設置を推進するとともに、導入経費に係る補助金の新設を検討する。

○追払い活動の実施

カラスについては、中央市鳥獣被害対策実施隊による駆除事業を強化する。また、被害防止のため、防鳥ネットや防鳥糸の普及を推進する。

○捕獲事業について

イノシシ・ニホンジカについては、山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、管理捕獲を実施する。また、猟友会と連携し加害個体の捕獲を進める。アライグマ・ハクビシンについては、箱わなの貸出・設置を進め、捕獲強化を図る。

○狩猟者の確保

捕獲従事者確保のため、新規狩猟免許取得者の取得経費の一部を助成する。また、猟友会各分会間の協力体制の強化を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- イノシシ・ニホンジカについては、山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、管理捕獲を猟友会に依頼し実施する。
- イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ・カラスについては、被害状況を勘案し、猟友会が随時捕獲を実施する。
- カラスについて、中央市鳥獣被害対策実施隊による追払い活動を実施する。
- アライグマ・ハクビシンについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、市（協議会）が箱わなを貸し出し、積極的な捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ カラス	捕獲に係る経費の軽減及び意欲の向上のため、活動に対する補助金や捕獲頭数に応じた報奨金を交付する。 新規狩猟免許取得者に対する取得経費の一部を助成する。
	イノシシ ニホンジカ アライグマ	補助事業を活用し、捕獲檻やくくりわな等の捕獲機材の整備を行う。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ・ニホンジカについては、山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施する特定鳥獣適正管理事業による捕獲計画数との調整を図り、過去の捕獲実績や農作物被害状況を勘案し設定する。

○カラス・ハクビシンについては、生息状況や被害状況を踏まえ、被害が拡大しないよう捕獲に努める。
 ○アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、積極的な捕獲に努める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
カラス アライグマ ハクビシン	被害状況に応じ、適宜捕獲を実施する。		
ツキノワグマ	被害状況に応じ、最小限の捕獲を実施する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○イノシシ・ニホンジカについては、年間を通じ豊富地区において、銃及びわなによる管理捕獲及び有害捕獲を実施する。 ○カラスについては、豊富地区において、春季（4～6月）を中心に銃による追払い活動等の駆除を実施する。 ○アライグマ・ハクビシンについては、市内全域で、被害場所及び目撃場所において箱わなによる捕獲を随時実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	アライグマ・ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵未設置地区に関し、必要に応じ、導入の検討を行う。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ	侵入防止柵（総延長7km）の点検・補修管理を地元自治会の協力の下実施する。		
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵（総延長4.6km）の点検・補修管理を地元自治会の協力の下実施する。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ カラス アライグマ ハクビシン	○中央市有害鳥獣駆除対策協議会の開催 ○鳥獣被害対策研修会等への参加 ○電気柵の設置推進 ○放任果樹等の除去 ○耕作放棄地の解消

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

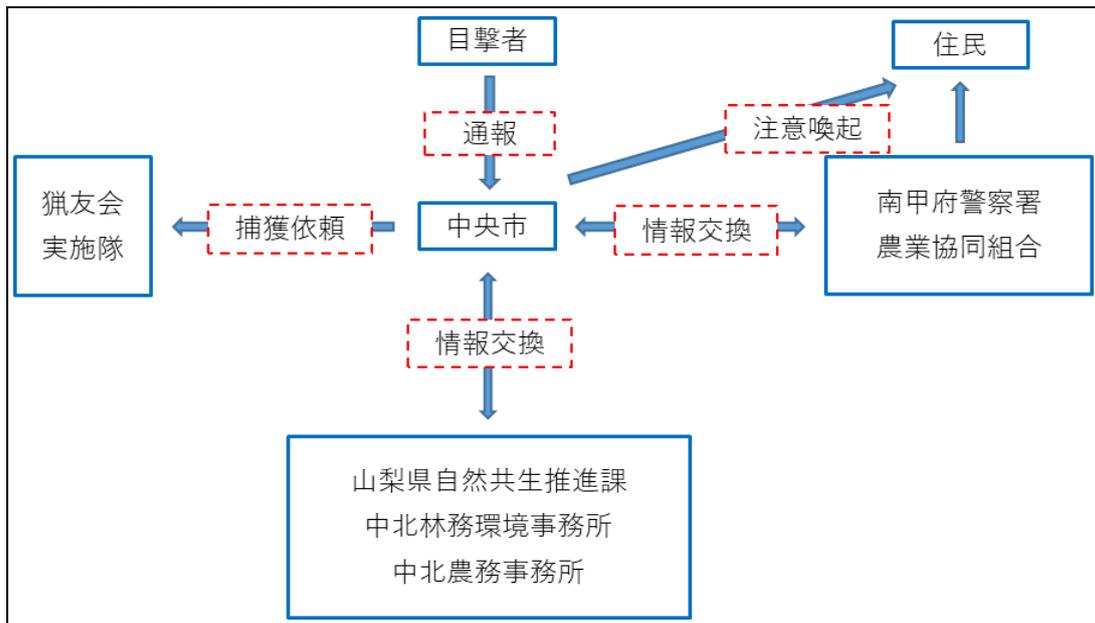
関係機関等の名称	役割
山梨県自然共生推進課	関係機関への連絡調整 情報交換
中北林務環境事務所	
中北農務事務所	
中央市	関係機関への連絡調整 情報収集・情報交換 住民への注意喚起・安全確保 被害防止対策の実施 パトロール
南甲府警察署	住民の安全確保 パトロール
峡中地区猟友会豊富分会	捕獲等の実施 パトロール
峡中地区猟友会玉穂分会	
峡中地区猟友会田富分会	
中央市鳥獣被害対策実施隊	
山梨みらい農業協同組合	農業者への情報共有・安全確保の連絡
笛吹農業協同組合	

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 山梨県管理捕獲実施要領及び山梨県有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、捕獲後は適正に処理する。
- アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、炭酸ガスにより殺処分後焼却を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中央市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
中央市	協議会事務局、関係機関との連絡調整、被害情報の収集
笛吹農業協同組合	地域への周知、被害情報の収集 農業分野に関する技術的助言
中央市豊富地区自治会	地域への周知、被害情報の収集
峡中地区猟友会豊富分会	鳥獣捕獲の実施、有害鳥獣関連情報の収集
南甲府警察署豊富駐在所	地域への周知、安全確保
中央市農業委員会	地域への周知、被害情報の収集

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県自然共生推進課	被害防止施策に関する支援・助言
中北林務環境事務所 中北農務事務所	被害防止事業に関する支援・助言
山梨県総合農業技術センター	被害防止対策に関する指導・助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年度	平成30年9月
活動内容	対象鳥獣の捕獲、駆除、追払いの実施
規模	市内猟友会員42人

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他被害防止施策の実施体制に関し必要な事項は、関係機関と連携し、維持・強化が図られるよう取り組む。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止施策の実施に関し必要な事項は、関係機関と連携し、被害対策の推進を図る。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。